

記載例
(豊中市内でのみ事業をしている場合)

* 処理事項		発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分																																																																																								
所在地 〒 561 - 8501 豊中市中桜塚3-1-1 (電話 06 - 6858 - 2139)		法人番号 1234567891234		申告年月日 令和 5 年 4 月 1 日																																																																																										
この申告の基礎 1. 法人税の修正申告書の提出による。 2. 法人税の確定申告書の提出による。		事業種目 サービス業																																																																																												
期末現在の資本金の額又は出資金の額 1000000		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額 1000000																																																																																												
期末現在の資本金等の額 1000000		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度分の市町村民税の確定申告書																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>摘要</th> <th>課税標準</th> <th>税率(%)</th> <th>法人税割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額</td> <td>1005120</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>還付法人税額等の控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職年金等積立金に係る法人税額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④</td> <td>1005000</td> <td>8.4%</td> <td>84420</td> </tr> <tr> <td>2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (5/23 × 24)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村民税の特定寄附金税額控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除超過額相当額の加算額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国の法人税等の額の控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮装経理に基づく法人税割額の控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪</td> <td></td> <td></td> <td>84400</td> </tr> <tr> <td>既に納付の確定した当期分の法人税割額</td> <td></td> <td></td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>租税条約の実施に係る法人税割額の控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭</td> <td></td> <td></td> <td>84400</td> </tr> <tr> <td>均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 12月 60,000円</td> <td></td> <td></td> <td>60000</td> </tr> <tr> <td>既に納付の確定した当期分の均等割額</td> <td></td> <td></td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱</td> <td></td> <td></td> <td>60000</td> </tr> <tr> <td>この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑰</td> <td></td> <td></td> <td>144400</td> </tr> <tr> <td>⑳のうち見込納付額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引 ㉑-㉒</td> <td></td> <td></td> <td>144400</td> </tr> </tbody> </table>							摘要	課税標準	税率(%)	法人税割額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	1005120			試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額				還付法人税額等の控除額				退職年金等積立金に係る法人税額				課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	1005000	8.4%	84420	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (5/23 × 24)				市町村民税の特定寄附金税額控除額				税額控除超過額相当額の加算額				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額				外国の法人税等の額の控除額				仮装経理に基づく法人税割額の控除額				差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪			84400	既に納付の確定した当期分の法人税割額			00	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭			84400	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 12月 60,000円			60000	既に納付の確定した当期分の均等割額			00	この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱			60000	この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑰			144400	⑳のうち見込納付額				差引 ㉑-㉒			144400
摘要	課税標準	税率(%)	法人税割額																																																																																											
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	1005120																																																																																													
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額																																																																																														
還付法人税額等の控除額																																																																																														
退職年金等積立金に係る法人税額																																																																																														
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	1005000	8.4%	84420																																																																																											
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (5/23 × 24)																																																																																														
市町村民税の特定寄附金税額控除額																																																																																														
税額控除超過額相当額の加算額																																																																																														
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額																																																																																														
外国の法人税等の額の控除額																																																																																														
仮装経理に基づく法人税割額の控除額																																																																																														
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪			84400																																																																																											
既に納付の確定した当期分の法人税割額			00																																																																																											
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額																																																																																														
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭			84400																																																																																											
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 12月 60,000円			60000																																																																																											
既に納付の確定した当期分の均等割額			00																																																																																											
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱			60000																																																																																											
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑰			144400																																																																																											
⑳のうち見込納付額																																																																																														
差引 ㉑-㉒			144400																																																																																											
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		当該市町村分の均等割額の税率適用区分に用いる従業員数																																																																																										
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	このうち当該市町村分の従業員数																																																																																											
合計				10																																																																																										
指場 指定 都 市 に ⑰ 申 告 計 算	区名	従業員数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	要期の中間申告の要否																																																																																								
				解散の日	青色 その他	要 否																																																																																								
				残余財産の最後の分配又は引渡しの日		有 無																																																																																								
				法人税の期末現在の資本金等の額																																																																																										
				この申告が中間申告の場合の計算期間																																																																																										
				還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行	支店																																																																																								
				○普通 ○当座	口座番号																																																																																									
				還付請求税額																																																																																										
				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額																																																																																										

・所在地、電話番号、法人名、代表者氏名、経理責任者氏名を記入してください。
・法人番号を記載してください。
・事業種目を記載してください。
・「期末現在の資本金の額又は出資金の額」「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額」「期末現在の資本金等の額」を記載してください。

事業年度及び申告区分は必ず記入してください。

①の欄
法人税(国税)の申告書別表1の法人税額計の金額を記載します。

⑤の欄
千円未満は切捨てます。

法人税割の税率は以下のとおりです。
(税率は各市町村によって異なります。)

平成26年10月1日以後に開始となる事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始となる事業年度の税率
12.1%	8.4%

⑫の欄
百円未満は切捨てます。

⑮の欄
今回の申告で納付すべき法人税割を記載してください。

均等割の税率は以下のとおりです。
(税率は市町村によって異なります。)

資本金等の額	市内従業員数	税率(年額)
50億円超	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円超～50億円以下	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円超～10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円超～1億円以下	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下	50人超	144,000円
	50人以下	60,000円
上記以外の法人(資本金の額または出資金の額がない法人等)		60,000円

市内に事務所等が所在した期間が12か月に満たない場合は、所在した月数により按分します。このとき、1か月に満たない端数があるときは、切り捨てて計算します。ただし、所在した月数が1か月に満たない場合は、1か月とします。

㉕の欄
期末現在の従業員数の人数を記載してください。

・翌期中間申告の要否
法人税(国税)において中間申告が必要となる場合は「要」、不要となる場合は「否」にチェックしてください。

・法人税の申告期限の延長の処分の有無
法人税(国税)の確定申告書の提出期限の延長が認められた法人は「有」、それ以外は「無」にチェックしてください。

記載例
(他市に支店等がある場合)

* 処理事項		発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分																																																																																								
年 月 日		法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		申告年月日																																																																																										
所在地 〒 561 - 8501 大阪府 豊中市 長 宛																																																																																														
所在地 本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記		この申告の基礎		1. 法人税の令和 年 月 日の修正申告書の提出による。 2. 法人税の令和 年 月 日の更正 決定 による。																																																																																										
とよなか しゃくしよ		事業種目 サービス業		期末現在の資本金の額又は出資金の額 1000000																																																																																										
とよなか たらう		とよなか ほなこ		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額 1000000																																																																																										
豊中市役所株式会社		豊中 太郎		期末現在の資本金等の額 1000000																																																																																										
代表者氏名		豊中 花子		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度分の市町村民税の確定申告書																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>摘要</th> <th>課税標準</th> <th>税率(%)</th> <th>法人税割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額</td> <td>1005120</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>還付法人税額等の控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職年金等積立金に係る法人税額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④</td> <td>1005000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (5/23 × 24)</td> <td>502000</td> <td>8.4%</td> <td>42168</td> </tr> <tr> <td>市町村民税の特定寄附金税額控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除超過額相当額の加算額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国の法人税等の額の控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮装経理に基づく法人税割額の控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪</td> <td></td> <td></td> <td>42100</td> </tr> <tr> <td>既に納付の確定した当期分の法人税割額</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>租税条約の実施に係る法人税割額の控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭</td> <td></td> <td></td> <td>42100</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>12月 60,000円</td> <td></td> <td>60000</td> </tr> <tr> <td>既に納付の確定した当期分の均等割額</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱</td> <td></td> <td></td> <td>60000</td> </tr> <tr> <td>この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑰</td> <td></td> <td></td> <td>102100</td> </tr> <tr> <td>⑳のうち見込納付額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引 ㉑-㉒</td> <td></td> <td></td> <td>102100</td> </tr> </tbody> </table>							摘要	課税標準	税率(%)	法人税割額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	1005120			試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額				還付法人税額等の控除額				退職年金等積立金に係る法人税額				課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	1005000			2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (5/23 × 24)	502000	8.4%	42168	市町村民税の特定寄附金税額控除額				税額控除超過額相当額の加算額				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額				外国の法人税等の額の控除額				仮装経理に基づく法人税割額の控除額				差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪			42100	既に納付の確定した当期分の法人税割額			0.0	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭			42100	均等割額	12月 60,000円		60000	既に納付の確定した当期分の均等割額			0.0	この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱			60000	この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑰			102100	⑳のうち見込納付額				差引 ㉑-㉒			102100
摘要	課税標準	税率(%)	法人税割額																																																																																											
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	1005120																																																																																													
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額																																																																																														
還付法人税額等の控除額																																																																																														
退職年金等積立金に係る法人税額																																																																																														
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	1005000																																																																																													
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (5/23 × 24)	502000	8.4%	42168																																																																																											
市町村民税の特定寄附金税額控除額																																																																																														
税額控除超過額相当額の加算額																																																																																														
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額																																																																																														
外国の法人税等の額の控除額																																																																																														
仮装経理に基づく法人税割額の控除額																																																																																														
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪			42100																																																																																											
既に納付の確定した当期分の法人税割額			0.0																																																																																											
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額																																																																																														
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭			42100																																																																																											
均等割額	12月 60,000円		60000																																																																																											
既に納付の確定した当期分の均等割額			0.0																																																																																											
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱			60000																																																																																											
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑰			102100																																																																																											
⑳のうち見込納付額																																																																																														
差引 ㉑-㉒			102100																																																																																											
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		当該市町村分の均等割額の税率適用区分に用いる従業員数																																																																																										
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	当該市町村の従業員数	10																																																																																										
〇〇支店	〇〇市●●町1-2-3	20	10	10																																																																																										
合計		20	10	10																																																																																										
指場	区名	従業員数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	青色 ○その他																																																																																								
定都				解散の日	要期の中間申告の要否	●要 ○否																																																																																								
市に				残余財産の最後の分配又は引渡しの日	法人税の申告の延長の有無	●有 ○無																																																																																								
申告				法人税の期末現在の資本金等の額																																																																																										
計				この申告が中間申告の場合の計算期間																																																																																										
算				還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行	支店																																																																																								
				○普通 ○当座	口座番号																																																																																									
				還付請求税額																																																																																										
				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額																																																																																										

・所在地、電話番号、法人名、代表者氏名、経理責任者氏名を記入してください。
 ・法人番号を記載してください。
 ・事業種目を記載してください。
 ・「期末現在の資本金の額又は出資金の額」「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額」「期末現在の資本金等の額」を記載してください。

事業年度及び申告区分は必ず記入してください。

・①の欄
法人税(国税)の申告書別表1の法人税額計の金額を記載します。

・⑤及び⑥の欄
千円未満は切捨てます。

法人税割の税率は以下のとおりです。
(税率は各市町村によって異なります。)

平成26年10月1日以後に開始となる事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始となる事業年度の税率
12.1%	8.4%

・⑫の欄
百円未満は切捨てます。

均等割の税率は以下のとおりです。
(税率は市町村によって異なります。)

資本金等の額	市内従業員数	税率(年額)
50億円超	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円超～50億円以下	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円超～10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円超～1億円以下	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下	50人超	144,000円
	50人以下	60,000円
上記以外の法人(資本金の額または出資金の額がない法人等)		60,000円

市内に事務所等が所在した期間が12か月に満たない場合は、所在した月数により按分します。このとき、1か月に満たない端数があるときは、切り捨てて計算します。ただし、所在した月数が1か月に満たない場合は、1か月とします。

・⑲、⑳の欄
分割基準 分割法人(2以上の市町村に事務所を有する法人等)の場合に、課税標準の分割基準となる全従業員数と豊中市分の従業員数を記載します。課税標準額が0の場合も記入してください。また、本店所在地が豊中市内にある場合は、第22号の様式(分割明細書)を必ず添付してください。

・㉕の欄
期末現在の従業員数の人数を記載してください。

・翌期中間申告の要否
法人税(国税)において中間申告が必要となる場合は「要」、不要となる場合は「否」にチェックしてください。

・法人税の申告期限の延長の処分の有無
法人税(国税)の確定申告書の提出期限の延長が認められた法人は「有」、それ以外は「無」にチェックしてください。